

学生・保護者の皆様へ

本校の新型コロナウイルス感染症に係る対応について
(2020年4月17日現在)

中和医療専門学校
校長

2020年度における講義等の実施に係る考え方及び基本方針等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学生の健康・安全面を考慮し、2020年度における講義等の実施については下記の感染防止の考え方を踏まえ、以下の方針とする。

【I】感染防止の考え方

1 集団感染リスクへの対応

専門家会議が3月19日に示した見解。3つの条件が同時に重なる場を徹底的に避けることが重要（いわゆる三密）。

1) 換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底（密閉）

[対応例]・授業の際には換気のため教室・実習室等の窓・扉等を1/3程度開放して授業を実施する。

※これに合わせた服装の準備をする。

2) 多くの人が手の届く距離に集まらないための工夫（密集）

[対応例]・人数の多い講義形式の授業は教室で行わず、講義室などの広い教室で行う。

- ・隣の人との距離を確保するようにする。新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン（元文科初第1780号 令和2年3月24日付）において「近距離での会話や発生等の際のマスク使用等」に「多くの学校においては人の密度を下げることに限界があり…」と記載があるように、本項目を完全に確保するには限界がある。従って本項目に細心の注意をはらいつつ、基本的な感染症対策を徹底することに加え、接触・飛沫予防策を徹底する。
- ・公共交通機関のラッシュ時を避けるため、時差登校を行う。

※授業時間：1限目＝9：30～11：00

2限目＝11：10～12：40

3限目＝13：10～14：40

※昼休み時間は30分、Ⅱ部の時間帯は従前と同じとする。

3) 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控える（密接）

〔対応例〕・マスクを必ず着用する。… 飛沫を飛ばさない。

※現時点で既製品のマスクを購入することが極めて困難であるため、入手できない場合は、文科省のHPを参考に学生自ら作成することを指導する。

・実技実習、柔道については当面の間、非接触の授業形態で授業を実施する。

・臨床実習（治療所・接骨院）の、はり施術時・柔道整復施術時はグローブを着用する。

2 基本的な感染症対策

1) 感染源を断つこと

①登校前の毎朝の検温及び風邪症状の確認

※検温は記録し、その記録簿を提出。

②37.5℃以上の発熱が見られたときは、学校にその旨を連絡し、学校を休むこと。

また解熱後4日は自宅待機とする（欠席扱いとしない）。

2) 感染経路を絶つこと

①手洗いや咳エチケットを徹底する。

②消毒を徹底する（校内各所へ消毒用具を設置し手指消毒を行う、机・ベッド・ワゴン等の道具等触れることの多い物の消毒など）

3) 抵抗力を高める

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。

3 周辺環境対策

・春休み中の海外渡航者の確認…対象者がいる場合は申し出る。

※確認内容 … 海外渡航後、帰国2週間を経過していない者。

・4月行事の中止及び延期

4月24日新入生歓迎会 …中止

4月18日（土）、29日（水・祝日）セミナー … 延期

・業者と情報共有：学食及び清掃業者

（三密を避けること、手洗い・マスクの着用、消毒の実施など）

・トイレに設置されているエアードライヤーの使用禁止（衛生環境向上のため）

【Ⅱ】講義等の実施に係る方針

1 総論

- 1) 原則として 2020 年度の学年歴の変更は、2019 年度 3 月期の臨床実習に係る未履修時間以外は想定せず、学期の始め・終わりの時期は変更しない。(今後の状況による)
 - 2) 「感染防止の考え方」を満たすこと。かつ様々な工夫によって感染防止の考え方が保たれた環境を確保する。
 - 3) 授業については、5 月 6 日 (水) まで休止とし、5 月 7 日 (木) から授業開始とする。
- 2 実技実習、柔道実技については、実施する実情に応じて様々な工夫によって感染症防止の考え方が保たれた環境 (換気・非接触の実技・消毒・マスク着用など) を確保する。
 - 3 臨床実習 (治療所・接骨院) については、学生への「感染防止の考え方」の指導と休止していた外来患者への啓蒙を勘案して、再開を 5 月 11 日 (月) からとする。また再開にあたっては消毒等の徹底した環境衛生対策、接触・飛沫予防策の徹底を行う

【Ⅲ】学校再開までに準備すべき事項

- 1 常勤間で「感染防止の考え方」が担保できるか確認する。
- 2 上記 1 を教職員、講師、事務職員に共有する。
- 3 上記 2 に加え、学期中に感染症が発生した場合の対応を共有すること。

【Ⅳ】感染症が学内で発生した場合

1 対応 (概要)

1) 準拠するもの

- ①新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン参照 (令和 2 年 3 月 24 日)
- ②31 教保第 1 2 6 4 号 令和 2 年 3 月 26 日付 愛知県教育委員会事務局長発

2) 方向性

- ①感染者が発生した場合は、その旨をまず保健所に報告し、その指示を仰ぐ。
- ②保健所の指導に基づき、休校や消毒、他の学生や教員との関わりの調査・濃厚接触者の確認など必要な対応をとる。
- ③県の私学振興室、医務課、東海北陸厚生局等とその後の授業や補習が必要となった場合の対応の協議を行う。

2 対応（各論）

1) 学校

- ①所在地保健所に連絡する。
- ②対応については保健所の指示を仰ぐ。
- ③地域住民や学生及び保護者への情報提供は保健所の指示を仰ぐ。

2) 学生に発生した場合（本人への対応）

- ①出席停止期間は治癒するまで。
- ②授業扱い
 - i) 時間数の換算については欠席扱いとしない。
 - ii) 教育訓練給付金等の対象者の場合の出席の在り方対応についてはインフルエンザ罹患時の対応を準用する。
- ③罹患者の状況確認
 - i) 学内における濃厚接触者の聞き取り
 - ii) 状況により学級閉鎖、教員の自宅待機の指示
- ④ 授業休止の在り方
 - i) 学級または学校閉鎖、検査の実施の有無（教員、学生）、休止期間等は保健所の指示を仰ぐ。

3) 学生と同居する家族に発生した場合（濃厚接触者）

- ・上記 2) 学生に発生した場合と同じ

4) 教職員・事務職員の場合（専任）

- ①授業代替、事務職務分担の在り方協議
 - ・短期間の場合は本人が課題作成し、他の専任教員が代行する。
 - また事務職員の場合は他の職員で業務の分担を行う。
- ②濃厚接触者の対応（学生、教員）・・・保健所の指示を仰ぐ。
- ③授業休止中の在り方（課題学習、遠隔授業等を検討）
- ④職員の出校停止（自宅待機）にともなう休暇の在り方
 - ・就業規則第 32 条の傷病休暇を適用する。
 - ※ 1 か月を超す場合は、私学共済の傷病手当の手続きを行うことを勧める。

5) 教職員（講師の場合）

- ・上記 4) 教職員・事務職員の場合（専任）と同じ

6) 同居する教職員（常勤・講師）、事務職員の家族が発生した場合

- ・濃厚接触者と同じ。